

大分県チャレンジ中小企業応援資金特別融資要綱

平成 23 年 8 月 3 日制定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、次の各号に掲げる中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）に対して必要な資金を融資することにより、前向きに挑戦する創造的な企業を育成・支援し、経営力の強化を図ることで、県経済の振興と発展に寄与することを目的とする。

(1) 削除

(2) 新しい技術や優れた技術、創造的な製品に立脚した研究開発型企業の創業、新技術・新製品（以下「新技術等」という。）の研究開発及び新技術等の事業化に取り組む先端的・創造的な県内の中小企業者

(3) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等

(4) 経営革新計画の承認を受け、当該計画に従って経営の革新を行おうとする県内の中小企業者等

(5) 削除

(6) 削除

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 大分県中小企業振興資金融資要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。

(2) 組 合 大分県中小企業振興資金融資要綱第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。

(3) 削除

(4) 削除

(5) 削除

(6) 認定経営革新等支援機関 中小企業等経営強化法第 3 1 条第 2 項の認定経営革新等支援機関をいう。

(7) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条に掲げる業種をいう。

(8) 経営革新計画承認中小企業者 中小企業等経営強化法第 2 条第 5 項に規定する特定事業者（以下のア～ウに該当するものに限る。）であって、同法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、経営革新計画について知事承認を受けた者をいう。

ア 特定事業者であって、中小企業者等に該当するもの

イ 特定事業者であって、中小企業等経営強化法第 2 2 条第 1 項の規定により中小企業者等とみなされるもの

ウ 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 7 0 号）附則第 8 条第 2 項の規定により特定事業者とみなされるものであって、中小企業者等に該当するもの

(9) 承認経営革新計画 前号に規定するものが承認を受けた経営革新計画をいう。

(10) 削除

(11) 削除

- (12) 削除
- (13) 削除
- (14) 削除
- (15) 削除
- (16) 削除
- (17) 削除
- (18) 削除

(県資金の預託)

第3条 知事は、その指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）にこの要綱に基づく融資（以下「融資」という。）を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託するものとする。

2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

(指定金融機関の協調融資)

第4条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

(融資の種類及び融資の対象となる資金並びに期間)

第5条 融資の種類及び融資の対象となる資金並びに期間は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 削除

(2) ベンチャーサポート融資

ア 大分県ビジネスプランングランプリで一次審査を通過したプランに係る研究開発及び事業化のために直接必要な資金であり、一次審査通過の日から2年を経過していないもの

イ 大分県トライアル発注制度により認定を受けた商品の製造等のために直接必要な資金であり、認定の日から2年を経過していないもの

ウ グッドデザイン商品創出支援事業で採択された開発テーマに係る研究開発及び事業化のために直接必要な資金であり、事業採択の日から2年を経過していないもの

エ 大分県循環型環境産業創出事業で認定された事業計画に係る研究開発及び事業化のために直接必要な資金であり、認定の日から2年を経過していないもの

(3) 経営力強化融資 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら策定した事業計画の実施に必要な資金（国の経営力強化保証制度の対象）

(4) 経営革新特別融資 経営革新計画承認中小企業者が、承認経営革新計画に基づいて行う事業に直接必要な設備資金及び運転資金

(5) 削除

(6) 削除

(7) 削除

(融資対象者)

第6条 融資対象者は、中小企業者等（経営革新特別融資においては、特定事業者）であって、次の各号の

いずれにも該当するものであること。

- (1) 許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていること。
- (2) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (3) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。
- (4) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を行っているものでないこと。

2 削除

3 ベンチャーサポート融資において、新たに特定事業を創業しようとする者（法人にあってはその代表者）は、当該融資の申込みの日以前引き続き6箇月以上県内に居住している者であって、当該特定事業につき、1通算して3年以上の経験を有するものであること。

4 経営力強化融資においては、県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っている者であって、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに進捗の報告を行う者。

5 経営革新特別融資においては、県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っている者であって、経営革新計画の承認を受けた者。

6 削除

7 削除

8 削除

（融資条件等）

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表に定めるとおりとし、当該融資については、保証協会の信用保証を付するものとする。

（融資の申込手続）

第8条 融資を受けようとする中小企業者は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

（企業診断等の実施）

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者の経営内容、事業計画等について、調査又は診断を行うことができる。

（保証及び融資の決定）

第10条 保証協会又は指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

（融資事務の処理）

第11条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

（企業調査等の実施）

第12条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第 13 条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付旧債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

(貸付金の一括返還)

第 14 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 資金の目的外使用があったとき。
- (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は第 2 条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第 15 条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会又は機構及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定、大分県創造的企業育成支援資金特別融資要綱（平成 15 年 8 月 1 日制定）及び大分県経営力向上資金特別融資要綱（平成 29 年 4 月 1 日制定）により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

融資種類	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等
ベンチャーサポート融資	設備・ 運転資金	8,000万円	10年以内	融資期間が7年以内の融資 年1.8% 融資期間が10年以内の融資 年2.0%	保証協会が中小企業者ごとに定める保証料率とする。ただし、年0.35%を上限とする。	2年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	保証人については、原則として法人代表者を除いては徴求しないこととする。 担保については、必要に応じて徴求する。
経営力強化融資	設備資金	8,000万円	7年以内	融資期間が7年以内の融資 年1.8%	保証協会が中小企業者ごとに定める保証料率とする。ただし、年0.15%を上限とする。	1年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	保証人については、原則として法人代表者を除いては徴求しないこととする。 担保については、必要に応じて徴求する。
	運転資金		5年以内	融資期間が10年以内の融資 年2.0%			
	借換 (経営力強化保証制度による保証付既往借入金に限る)		10年以内				
経営革新特別融資	設備資金	2億 8,000万円	15年以内	融資期間が7年以内の融資 年1.8% 融資期間が10年以内の融資 年2.0% 融資期間が15年以内の融資 年2.4%	年0.2%	1年以内の据置期間後原則として毎月均等返済	保証人については、原則として法人代表者を除いては徴求しないこととする。 担保については、必要に応じて徴求する。
	運転資金		10年以内				

(注) 令和5年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし、3年を上限とする。